

表 2 含有禁止物質管理基準

(注)①用途・使用例は全てを網羅していないため、不明な点は発行元に確認のこと。
 ②管理レベルにおいて、除外用途を示していない物質は、“適用除外用途なし”となる。
 ③各物質群の詳細については表6を参照のこと。なお、オゾン層破壊物質に関しては表7を参照。

No.	物質名	管理レベル	用途・使用例	含有閾値	納入禁止時期
1	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	禁止	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液	—	即時
		除外	副生成物として含まれる場合	50ppm	—
2	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	禁止	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液	—	即時
3	ポリ塩化ナフタレン (塩素数:1 以上)	禁止	潤滑油、塗料、樹脂安定剤、電気絶縁媒体、難燃剤	—	即時
4	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	禁止	難燃剤	1000ppm	即時
5	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	禁止	難燃剤	1000ppm	即時
6	短鎖型塩化パラフィン (炭素鎖長:10-13)	禁止	塩ビ可塑剤、難燃剤	1000ppm	即時
7	アスベスト類	禁止	プレーキライニング・パッド、絶縁体、充填剤、摩擦材、電気絶縁材、充填フィラー、顔料・塗料、タルク、断熱材	—	即時
8	オゾン層破壊物質	禁止	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	—	即時
		除外	副生成物として含まれる場合	—	—
9	カドミウム 及びその化合物	禁止	・包装材	表 4-1-3	即時
			・携帯型電池、蓄電池	20ppm	
			・塗料、インキ ・樹脂(ゴムを含む)材料中の顔料、染料、安定剤等の添加剤 ・電気カドミウムめっき処理及びカドミウムコート処理された材料及び部品 ・カドミウムを含む光沢剤を使用した無電解ニッケルめっき部品 ・ガラス及びガラス塗料の顔料、染料 ・カドミウムを含む銀ろう材料 ・亜鉛及び亜鉛合金、亜鉛化合物などの材料及び部品(快削黄銅棒、ゴムベルト等) ・DC モーター、スイッチ、リレー、プレーカ等の電気接点 ・温度ヒューズの可溶体 ・蛍光灯(小型蛍光灯、直管蛍光灯) ・ニッケル/カドミウム電池 ・蛍光表示装置に含有される蛍光体	100ppm	
10	六価クロム 及びその化合物	禁止	・皮膚と接触する革製品、革パーツを含む製品	3ppm (革の総乾燥重量において)	即時
			・包装材	表4-1-3	1000ppm
			・塗料、インキ ・電気亜鉛めっき後クロメート処理された材料及び部品(一般機械部品、電装購入品及び電源装置等に使用される板金、ねじ、軸物、ベアリング等) ・クロメート化成処理(塗装前処理)されたアルミ、銅合金、亜鉛合金等の材料及び部品		

No.	物質名	管理レベル	用途・使用例	含有閾値	納入禁止時期	
11	鉛及びその化合物	禁止	・包装材	表 4-1-3	即時	
			・ポリ塩化ビニル電線被覆中の鉛	300ppm [※1]		
			・塗料、インキ ・樹脂(ゴムを含む)材料中の顔料、染料、安定剤等の添加剤 ・鉛合金めっき処理された材料及び部品(すずめっきピアノ線等) ・潤滑剤としての鉛を含む部品(ドライベアリング等) ・鉛を含有する各種合金(但し、除外対象の合金は除く) ・はんだ材料(Pb=85%未満のはんだ) ・はんだ付けされた部品、ユニット(プリント基板、電源装置、モータ、クラッチ、センサー等) ・サーバー、ストレージ(HDD)中の鉛 ・FFC コネクタ接点部	1000ppm		
		除外	・ガラス蛍光管であって鉛含有量が、0.2wt%を超えないもの	—		—
			・機械加工目的のために合金成分として鋼材中及び、亜鉛めっき鋼材中に含まれる 0.35wt%までの鉛			
			・合金成分としてアルミニウム材に含まれる鉛(0.4wt%以下)			
			・銅合金に含まれる鉛(4.0wt%以下)			
			・高融点のはんだに含まれる鉛 (鉛含有量が重量で 85%以上の鉛ベースの合金)			
			・コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中又は、セラミック中に鉛を含む電気電子部品(例:圧電素子)、もしくはガラス又は、セラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品			
			・定格電圧が AC125V 又は、DC250V 又は、それ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛			
・定格電圧が AC125V 又は、DC250V 未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛 但し、2013 年 1 月 1 日より前に上市された電気電子機器用のスペアパーツに限る						
・光学用途に使用される白色ガラス中に含まれる鉛						
・マイクロプロセッサのピン及び、パッケージ間の接合用に用いる2種類超の元素で構成されるはんだに含まれる鉛で、その含有量が 80wt%超且つ、85wt%未満のもの 但し、2011 年 1 月 1 日より前に上市された製品のスペアパーツに限る						
・集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイ及び、キャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛						

※1. 米国カリフォルニア州 Proposition65 による。

No.	物質名	管理レベル	用途・使用例	含有閾値	納入禁止時期		
12	水銀及びその化合物	禁止	・包装材	表 4-1-3	即時		
			・電池、蓄電池	5ppm [※2]			
			・顔料、塗料、インキ、プラスチックへの調剤 ・水銀を接点としたリレー、スイッチ、センサー	1000ppm			
		除外	一般照明用途のダブルキヤップ式の直管蛍光ランプ中の水銀	3波長形蛍光体を使用した標準寿命且つ、ランプ径 9mm 未満(例:T2)	4mg	—	
				3波長形蛍光体を使用した標準寿命且つ、ランプ径 9mm 以上 17mm 以下(例:T5)	3mg		
				3波長形蛍光体を使用した標準寿命且つ、ランプ径 17mm 超 28mm 以下(例:T8)	3.5mg		
				3波長形蛍光体を使用した標準寿命のランプ径 28mm 超(例:T12)	3.5mg		
				3波長形蛍光体を使用した長寿命(25000 時間以上)のランプ	5mg		
				特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び、外部電極蛍光ランプ(CCFL 及び、EEFL に含まれる水銀)	短尺ランプ (500mm 以下)		3.5mg
					中尺ランプ (500mm 超 1500mm 以下)		5mg
長尺ランプ (1500mm 超)	13mg						
・プロジェクターの光源として用いられる高圧水銀ランプ	—						
13	パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩(PFOS)	禁止	・織物、コーティングされた材料	1 µg/m ² または 1000ppm	即時		
			・アーティクル(上記以外)	1000ppm			
14	特定アミンを形成する一部のアゾ染料・顔料	禁止	・人の皮膚(または口腔)に直接かつ長時間接触する可能性のある織物製品および皮革製品・部品 [※3]	30ppm	即時		
			除外	・上記以外の用途		—	—
15	三置換有機スズ化合物	禁止	・防腐剤、かび防止剤、塗料、顔料、防汚顔料、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤、安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防カビ剤、防汚剤	1000ppm [※4]	即時		
16	ジブチルスズ化合物	禁止	・塩化ビニル樹脂用安定剤、滑剤、触媒	1000ppm [※4]	即時		

※2. 電池に含まれる水銀の閾値に関しては、欧州電池指令の定義と同様に、電池の総質量に占める水銀の質量(つまり電池一本あたりの濃度)にて算出する。

※3. 図面や仕様書で指示したもののみ対象とする。

※4. 金属換算したスズ質量による濃度とする。

